

四日市市告示第633号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象講座指定の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を現に受給している者に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。第9条第1項第2号において同じ。）又は申請者の前年（1月から7月まで</p>	<p>(対象講座指定の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を現に受給している者に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。第9条第1項第2号において同じ。）又は申請者の前年（1月から7月まで</p>

の間に申請する場合には、前々年。第9条第1項第2号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。第9条第1項第2号において同じ。)

(3) (略)

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者(以下「支給申請者」という。)は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 支給申請者に係る児童扶養手当証

の間に申請する場合には、前々年。第9条第1項第2号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。第9条第1項第2号において同じ。)

(3) (略)

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者(以下「支給申請者」という。)は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 支給申請者に係る児童扶養手当証

書の写し又は支給申請者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（ただし、証明すべき対象となる所得が対象講座を指定した年と同年である場合は、（所得の更正決定があった場合を除く。）添付を省略することができる。）

(3)から(7) (略)

2及び3 (略)

書の写し又は支給申請者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（ただし、証明すべき対象となる所得が対象講座を指定した年と同年である場合は、（所得の更正決定があった場合を除く。）添付を省略することができる。）

(3)から(7) (略)

2及び3 (略)

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)